

金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱

(平成28年3月24日決裁)

改正 平成30年3月23日決裁

令和3年3月19日決裁

令和4年3月31日決裁

令和5年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号。次条において「条例」という。）第12条の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るため危険空き家等除却事業を行う所有者等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 危険空き家等 空き家等のうち、その周辺的生活環境を阻害していると認められるもので、別表に掲げる空き家等危険度判定基準において評点の合計が70点以上（金沢市地域連携空き家等活用事業補助金交付要綱（平成28年3月24日決裁）の補助対象事業に係る空き家等及び市長が特に必要があると認める空き家等にあつては、50点以上）と判定された建築物をいう。ただし、故意に破壊等をしたものを除く。
- (2) 危険空き家等除却事業 危険空き家等の全部を除却する工事（次条第5号において「除却工事」という。）を行う事業をいう。
- (3) 解体等事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者又は建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者をいう。
- (4) 所有者等調査 確知できていない危険空き家等の所有者等に係る調査をいう。
- (5) 所有者等調査事業者 所有者等調査を請け負う行政書士法（昭和26年法律第4号）

に基づく登録を受けた行政書士、司法書士法（昭和25年法律第197号）に基づく登録を受けた司法書士、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく登録を受けた弁護士又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく登録を受けた土地家屋調査士をいう。

(6) 防災まちづくり協定区域 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年3月24日条例第8号）第20条第1項の規定により、市民等が市長と防災まちづくり協定を締結した区域をいう。

（補助対象事業）

第3条 市長は、次に掲げる事項に適合する危険空き家等除却事業（以下「補助事業」という。）を行う所有者等（個人に限る。以下「空き家等除却事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。

- (1) 危険空き家等が本市内に存すること。
- (2) 危険空き家等に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 空き家等除却事業者以外に当該危険空き家等の所有者等が存在する場合は、その全員が補助事業の実施について同意していること。
- (4) 危険空き家等が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項に規定する勧告を受けていないこと。
- (5) 除却工事を解体等事業者に請け負わせるものであること。
- (6) 危険空き家等が倒壊等により当該危険空き家等の敷地外に被害を及ぼすおそれがあると認められるものであること。
- (7) 所有者等調査は、所有者等調査を所有者等調査事業者に請け負わせるものであること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業に要する費用の2分の1に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、500,000円（危険空き家等が防災まちづくり協定区域内に存する場合にあっては、700,000円）を超えないものとする。

2 空き家等除却事業者が、所有者等調査を所有者等調査事業者に請け負わせる場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、所有者調査に要する費用の

2分の1に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、50,000円を超えないものとする。）を加算した額とする。

（補助金交付申請）

第5条 空き家等除却事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ危険空き家等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たって、必要があると認めるときは、当該空き家等について立入調査を行うものとする。この場合において、当該申請をした者は、調査に協力しなければならない。

（補助金交付変更申請）

第7条 空き家等除却事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、危険空き家等除却事業補助金交付変更申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、空き家等除却事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にこの要綱の規定による補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 空き家等除却事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、危険空き家等除却事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（事業の未完了報告）

第10条 空き家等除却事業者は、補助事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、危険空き家等除却事業未完了報告書（様式第4号）により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

（所有者等調査完了報告）

第11条 空き家等除却事業者は、所有者等調査が完了したときは、直ちに所有者等調査完了実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る成果が適当であると認めたときは、空き家等除却事業者にその旨を通知するものとする。

3 空き家等除却事業者は、除却工事を解体等事業者に請け負わせる場合は、あらかじめ前項の通知を受けなければならない。

（完了実績報告）

第12条 空き家等除却事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに危険空き家等除却事業完了実績報告書（様式第6号）により、市長に報告するものとする。

（額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査により、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家等除却事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の額の確定後、空き家等除却事業者から提出される請求書に基づき、当該危険空き家等除却事業に対し補助金を交付するものとする。

（適用除外）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する危険空き家等除却事業には、補助金を交付しない。

(1) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けて除却した危険空き家等と同一の敷地に存する空き家等に係る危険空き家等除却事業

(2) 次に掲げる建築物に係る危険空き家等除却事業

ア 金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術の保存事業に関する補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）第2条第1項に規定する指定文化財

イ 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第

35条第1項に規定する保存対象物等

(3) 住宅、工房等の建築、購入、改修等に対する補助金等で、市長が別に定めるものの交付の対象となった住宅、工房等に係る危険空き家等除却事業

(4) 市税を滞納している者その他補助金の交付が不相当であると市長が認める者の行う危険空き家等除却事業

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成28年5月31日までの間における第2条第3号の規定の適用については、同号中「解体工事業」とあるのは「とび・土工事業」と、「事業者及び建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者」とあるのは「事業者」とする。

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月23日決裁）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日以後に行う新要綱第5条の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第5条の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

空き家等危険度判定基準

判定区分		判定項目	判定内容	評点
1	構造一般の程度	耐震性	(1) 昭和56年5月以前の耐震構造基準により建築されたもの	20
		基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
			(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
		外壁	(1) 外壁の構造が粗悪なもの	25
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜している（1/60未満程度）もの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
			(2) 基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しい（1/60以上、1/20未満程度）もの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
			(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のある（傾斜1/20以上程度）もの	100
		外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
			(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
		屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又は外れがあり、雨もりのあるもの	15
			(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25
			(3) 屋根が著しく変形したもの	50

備考

- (1) 1の判定項目につき該当する判定内容が2又は3ある場合においては、当該判定項目についての評点は、該当する判定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。
- (2) 金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例（平成25年条例第1号）第2条第1号に規定する金澤町家に該当する空き家等にあつては、この表による判定の結果及び文化スポーツ局歴史都市推進課の意見を踏まえて、総合的に補助金の交付の可否を判断するものとする。
- (3) 鉄筋コンクリート造の空き家等並びにコンクリートブロック造の空き家等及び補強コンクリートブロック造の空き家等にあつては、この表の規定にかかわらず、別に定める危険度判定基準により判定を行うものとする。

様式第1号（第5条関係）

危険空き家等除却事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

危険空き家等除却事業について、補助金の交付を受けたいので、金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、同要綱第15条第4号に規定する事項について、市長が税関係情報の記録を調査することに同意します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 危険空き家等除却事業
- 3 補助申請額 千円
- 4 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 5 事業の予定期日 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 添付資料 計画概要書
位置図、現況図及び現況写真
建物及び土地の登記事項証明書
申請者以外に危険空き家等の所有権を有する者がいる場合は、
所有権を有することを証する書類及びその全員の同意書
工事見積内訳書
除却工事を行う解体等事業者が建設業法の許可又は建設工事に
係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた者であるこ
とを証する書類
所有者等調査の対象者が分かる所有者等関係図の写し

計画概要書

1 計画概要

<p>1 空 き 家 等 の 現 況</p>	<p>所在地番 金沢市 住居表示 金沢市 建築年次 年 月 日 空き家となった時期 年 月頃 構造 建築面積 延床面積</p>	<p>金沢市記入欄</p>
<p>2 補 助 事 業 の 内 容</p>	<p>除却工事の内容 (概算工事費 円) 除却後の敷地の管理方法 所有者等調査の対象者</p>	
<p>3 備 考</p>		

2 補助事業の経費の配分

項目	事業費	財源の内訳		摘要
		市補助金	事業者	
除却工事費				
所有者等調査費				
合計				

3 除却工事費算出内訳

区分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
直接工事費計				
産業廃棄物等投棄料				
諸経費				
工事費計				
消費税額		%		
合計				

4 全体工事費算出内訳

区分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
直接工事費計				
産業廃棄物等投棄料				
諸経費				
工事費計				
消費税額		%		
合計				

5 所有者等調査費算出内訳

区 分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
調査費				
諸経費				
調査費計				
消費税額		%		
合 計				

6 全体所有者等調査費算出内訳

区 分	数量	単位	単価（円）	金額（円）
調査費				
諸経費				
調査費計				
消費税額		%		
合 計				

様式第2号（第7条関係）

危険空き家等除却事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた危険空き家等除却事業について、当該決定の額及び内容を変更したいので、金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 危険空き家等除却事業
- 3 補助申請額 千円
 前回交付決定額 千円
 変更増減額 千円
- 4 変更理由
- 5 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 6 事業完了の予定期日 年 月 日
- 7 添付資料 除却工事に関する変更の場合
 計画概要書
 工事費内訳書
 所有者等調査に関する変更の場合
 計画概要書

様式第3号（第9条関係）

危険空き家等除却事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた危険空き家等除却事業について、当該事業を中止（廃止）したいので、金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額

危険空き家等除却事業未完了報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた危険空き家等除却事業について、同通知に付された完了期日までに事業が完了しなくなったので、金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定通知書に付された事業の完了期日

（変更のあったものについては、変更後の期日）

2 変更後の事業の完了予定期日

3 未完了となった理由

4 添付書類 除却工事に関する報告の場合

工程表（前回工程と今回工程を色分けした表）

現場写真

所有者等調査に関する報告の場合

所有者等関係図の写し

所有者等調査完了実績報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた危険空き家等除却事業における所有者等調査が完了したので、金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 危険空き家等除却事業
- 3 事業完了の予定期間 年 月 日
- 4 添付資料 所有者等調査契約書の写し
所有者等調査の支払いを証する書類の写し
所有者等関係図の写し
所有者等調査に要した戸籍証明書の写し等

危険空き家等除却事業完了実績報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた危険空き家等除却事業については、事業が完了したので、金沢市危険空き家等除却費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 危険空き家等除却事業
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額
補助金交付決定額 千円
補助金精算額 千円
- 4 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 添付資料 工事費精算調書
工事請負契約書の写し
工事費の支払を証する書類
工事写真及び完成写真

工事費精算調書

1 補助事業の経費の配分

項目	事業費	補助対象工事費の財源内訳		摘要
		市補助金	事業者	
除却工事費				
所有者等調査費				

(10,000円未満切り捨て)

2 除却工事費算出内訳

区分	金額 (円)
直接工事費計	
産業廃棄物等投棄料	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合計	

3 全体工事費算出内訳

区分	金額 (円)
直接工事費計	
産業廃棄物等投棄料	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合計	

4 所有者等調査費算出内訳

区 分	金額（円）
調査費	
諸経費	
調査費計	
消費税額	
合 計	

5 全体所有者等調査費算出内訳

区 分	金額（円）
調査費	
諸経費	
調査費計	
消費税額	
合 計	